

広島県環境影響評価に関する条例

目次

第一章 総則（第一条—第三条の二）

第二章 技術指針（第四条）

第三章 環境影響評価に関する手続

第一節 方法書の作成等（第五条—第十条）

第二節 環境影響評価の実施等（第十一条・第十二条）

第三節 準備書の作成等（第十三条—第十九条）

第四節 評価書の作成等（第二十条—第二十三条）

第五節 対象事業の内容の修正等（第二十四条・第二十五条）

第四章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第二十六条—第二十九条）

第五章 事後調査の実施等（第三十条—第三十二条）

第六章 手続に関する特例等

第一節 都市計画に係る対象事業に関する特例等（第三十三条・第三十四条）

第二節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続（第三十五条・第三十六条）

第七章 広島県環境影響評価技術審査会（第三十七条—第四十一条）

第八章 環境影響評価法との関係（第四十二条・第四十三条）

第九章 雑則（第四十四条—第五十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、環境影響評価及び事後調査について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われるための手続その他必要な事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 環境影響評価 事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生じる影響を含む。以下「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
- 二 対象事業 別表に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をい

う。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの(環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第二条第四項に規定する対象事業を除く。)をいう。

三 事業者 対象事業を実施する者(委託に係る対象事業にあつては、その委託をする者)をいう。

四 事後調査 対象事業の実施以後において、将来判明すべき環境の状況に応じて環境の保全のための措置を講じる場合の当該環境の状況を把握するために行う調査をいう。

(県等の責務)

第三条 県、事業者及び県民は、環境影響評価及び事後調査の重要性を認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

(市町との連携)

第三条の二 知事は、この条例の適切かつ円滑な運用を図るため、この条例の規定による環境影響評価その他の手続について、関係する市町と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれに協力を求めることができる。

第二章 技術指針

(技術指針)

第四条 知事は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十四条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査が適切に行われるために必要な技術的な指針(以下「技術指針」という。)を策定するものとする。

2 技術指針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針

二 環境の保全のための措置に関する指針

3 知事は、技術指針を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

4 知事は、技術指針について、常に適切な科学的判断を加え、必要な変更を行うものとする。

第三章 環境影響評価に関する手続

第一節 方法書の作成等

(方法書の作成)

第五条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、技術指針に基づき、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 対象事業の目的及び内容

三 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の概況

四 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目)

- 2 相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

(方法書の送付等)

第六条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

- 2 前項の規則は、同項に規定する地域が対象事業に係る環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲のものとなることを確保するため、その基準となるべき事項について定めるものとする。

(方法書についての公告及び縦覧)

第七条 知事は、前条第一項の規定による送付を受けたときは、規則で定めるところにより、事業者から方法書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、方法書及び要約書の写しを公告の日から起算して一月間縦覧に供するものとする。

- 2 事業者は、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間内に、前条第一項に規定する地域内において、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を周知するための措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、規則で定めるところにより、第一項の縦覧期間中、方法書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第七条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項の縦覧期間内に、第六条第一項に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。
- 3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。
- 4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。
- 5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出)

第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第七条第一項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見の概要の送付)

第九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び第六条第一項に規定する地域を管轄する市町長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければ

ならない。

(方法書についての知事等の意見)

第十条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、方法書について前条に規定する市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、方法書について広島県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

4 第一項の場合において、知事は、前二項の意見を考慮するとともに、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

第二節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第十一条 事業者は、前条第一項の意見を考慮するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、知事に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。

(環境影響評価の実施)

第十二条 事業者は、前条第一項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第三節 準備書の作成等

(準備書の作成)

第十三条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

一 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 第八条第一項の意見の概要

三 第十条第一項の知事の意見

四 前二号の意見についての事業者の見解

五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

六 第十一条第二項の助言がある場合には、その内容

七 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講じることとすに至った検討の状況を含む。）

ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講じるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

二 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

八 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

2 第五条第二項の規定は、準備書の作成について準用する。

（準備書の送付等）

第十四条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び第六条第一項の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第六条第一項に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町長（以下「関係市町長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（準備書についての公告及び縦覧）

第十五条 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定めるところにより、事業者から準備書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、準備書及び要約書の写しを公告の日から起算して一月間縦覧に供するものとする。

2 第七条第二項及び第三項の規定は、準備書について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十五条第一項」と、「前条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、「方法書及び要約書」とあるのは「準備書及び第十四条に規定する要約書」と読み替えるものとする。

（説明会の開催等）

第十六条 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第七条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十六条第二項において準用する第二項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十六条第一項及び第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

（準備書についての意見書の提出）

第十七条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十五条第一項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

（準備書についての意見の概要等の送付）

第十八条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び関係市町長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

ならない。

(準備書についての知事等の意見)

第十九条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、準備書について関係市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、準備書について広島県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

4 第一項の場合において、知事は、前二項の意見を考慮するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するものとする。

第四節 評価書の作成等

(評価書の作成)

第二十条 事業者は、前条第一項の意見を考慮するとともに、第十七条第一項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、準備書に係る環境影響評価の結果に関して次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を、規則で定めるところにより作成しなければならない。

- 一 第十三条第一項各号に掲げる事項
- 二 第十七条第一項の意見の概要
- 三 第十九条第一項の知事の意見
- 四 前二号の意見についての事業者の見解

2 事業者は、前項の検討を加えた結果、準備書の記載事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第五条第一項第二号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小その他の規則で定める軽微な修正に該当するものを除く。） 前項の規定にかかわらず、第五条から第二十二条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
- 二 第五条第一項第一号又は第十三条第一項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 当該事項を修正し、前項、次条及び第二十二条に規定する手続を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもの以外の修正 第十一条第一項及び第十二条の規定により当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行い、当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に関して、前項、次条及び第二十二条に規定する手続を行うこと。

(評価書の送付)

第二十一条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、知事及び関係市町長に対し、評価書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(評価書の公告及び縦覧)

第二十二条 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定めるところにより、事業者から評価書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、評価書及び要約書の写しを公告の日

から起算して一月間縦覧に供するものとする。

- 2 第七条第二項及び第三項の規定は、評価書について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十二條第一項」と、「前条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書」とあるのは「評価書」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十二條第一項」と、「方法書及び要約書」とあるのは「評価書及び第二十一條に規定する要約書」と読み替えるものとする。

(環境の保全に関する配慮等)

第二十三條 知事は、第二十一條の規定による評価書の送付を受けた場合において、対象事業の実施に関し法令の規定に基づく免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意（以下「許認可等」という。）又は届出（当該届出に係る法令において、当該届出に関し当該届出を受け付けた日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。）の受付（いずれも地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものを除く。）を行う権限を有するときは、当該許認可等又は当該特定届出の受付を行うに当たり、環境の保全の見地から当該評価書の内容について配慮するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する許認可等又は特定届出の受付を行う権限を知事以外の者が有するときは、当該権限を有する者に対し、前項の評価書の写しを送付するとともに、当該許認可等又は当該特定届出の受付を行うに当たり、環境の保全の見地から当該評価書の内容について配慮がなされるよう要請するものとする。

第五節 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第二十四條 事業者は、第七条第一項の規定による公告が行われてから第二十二條第一項の規定による公告が行われるまでの間に第五条第一項第二号に掲げる事項の修正をしようとする場合（第二十二條第二項第一号の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第五条から第二十二條までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小その他の規則で定める軽微な修正に該当する場合は、この限りでない。

(対象事業の廃止等)

第二十五條 事業者は、第七条第一項の規定による公告が行われてから第二十二條第一項の規定による公告が行われるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び第六条第一項に規定する地域を管轄する市町長又は関係市町長にその旨を通知しなければならない。

- 一 対象事業を実施しないこととしたとき。
 - 二 第五条第一項第二号に掲げる事項の修正をした場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。
 - 三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。
- 2 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

- 3 第一項第三号の場合において、引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、前項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第四章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(対象事業の実施の制限)

第二十六条 事業者は、第二十二條第一項の規定による公告が行われるまでは、対象事業（第二十条第二項第一号又は第二十四条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。

- 2 事業者は、第二十二條第一項の規定による公告が行われた後に第五条第一項第二号に掲げる事項の変更をしようとする場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、当該変更後の対象事業について、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の変更が事業規模の縮小その他の規則で定める軽微な変更に該当する場合は、この限りでない。

- 3 第一項の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を経なければならないこととされる事業者について準用する。この場合において、第一項中「公告」とあるのは、「公告（同項の規定による公告が行われ、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行われるものに限る。）」と読み替えるものとする。

- 4 事業者は、第二十二條第一項の規定による公告が行われた後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、知事及び関係市町長にその旨を通知するものとする。

- 5 前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する場合について準用する。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第二十七条 事業者は、第二十二條第一項の規定による公告が行われた後事業に着手するまでの間に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第十三條第一項第五号又は第七号に掲げる事項の変更をする必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第五条から第二十二條まで又は第十一条から第二十二條までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

- 2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、その旨を知事及び関係市町長に通知するものとする。

- 3 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

- 4 第二十四条から前条までの規定は、第一項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第一項中「公告」とあるのは、「公告（次条第一項の規定による環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

(事業者の環境の保全の配慮等)

第二十八条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮を

して対象事業を実施するようにしなければならない。

(工事着手等の届出)

第二十九条 事業者は、第二十二条第一項の規定による公告が行われた後に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を知事及び関係市町長に届け出なければならない。

- 一 対象事業の実施に着手したとき。
- 二 対象事業が完了したとき。
- 三 対象事業の実施を中止したとき又は再開したとき。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

第五章 事後調査の実施等

(事後調査の実施等)

第三十条 事業者は、評価書に記載された第十三条第一項第七号ハに掲げる事項に基づき事後調査を実施したときは、規則で定めるところにより、その結果を記載した報告書(以下「事後調査報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、事後調査報告書の提出を受けたときは、その写しを関係市町長に送付するものとする。

(環境調査の実施)

第三十一条 知事は、対象事業の実施以後において、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、その職員をして事業者の事務所又は対象事業が実施されている区域に立ち入り、環境の保全のための実地調査(以下「環境調査」という。)をさせることができる。

2 前項の規定により調査を行う職員は、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 知事は、環境調査を実施したときは、必要に応じて、その結果を関係市町長に通知するものとする。

(環境の保全のための措置の実施の要請)

第三十二条 知事は、事後調査報告書の提出を受けた場合又は環境調査を実施した場合において必要があると認めるときは、事業者に対し、環境の保全のために必要な措置を講じることを求めることができる。

第六章 手続に関する特例等

第一節 都市計画に係る対象事業に関する特例等

(都市計画に係る対象事業に関する特例)

第三十三条 対象事業が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業について、第五条から第二十六条までの規定により事業者が行うべき環境影響評価その他の手続は、規則で定めるところにより、同法第十五条第一項の県若しくは市町(同法第二十二條第一項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町)又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第五十一条第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変

更をする市町（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。

（事業者の協力）

第三十四条 都市計画決定権者は、事業者に対し、前条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

第二節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続

（用語の定義）

第三十五条 この節において「港湾環境影響評価」とは、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際拠点港湾又は重要港湾に係る同法第三条の三第一項に規定する港湾計画（以下「港湾計画」という。）に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全（以下「港湾開発等」という。）が環境に及ぼす影響（以下「港湾環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における港湾環境影響を総合的に評価することをいう。

（港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続）

第三十六条 港湾法第二条第一項の港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）は、港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更のうち、規模の大きい埋立てに係るものであることその他の規則で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該決定又は変更に係る港湾計画（法第四十八条第一項の対象港湾計画を除く。以下「対象港湾計画」という。）について、次項及び第三項に定めるところにより、港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない。

2 第三章第二節から第五章まで（第十三条第一項第四号及び第二項、第二十三条、第二十五条第一項第三号及び第三項、第二十六条第四項及び第五項並びに第二十七条から第二十九条までを除く。）の規定は、前項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 港湾管理者は、対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を行う場合には、前項において準用する第二十条第一項の評価書に記載されているところにより、当該対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響について配慮し、環境の保全が図られるようにするものとする。

第七章 広島県環境影響評価技術審査会

（設置）

第三十七条 この条例の規定により環境影響評価に関する技術的な事項を審議させるため、知事の附属機関として広島県環境影響評価技術審査会（以下「技術審査会」という。）を置く。

（組織）

第三十八条 技術審査会は、委員十六名以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

（任期）

第三十九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四十条 技術審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(委任)

第四十一条 この章に定めるもののほか、技術審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第八章 環境影響評価法との関係

(第二種事業の判定に係る意見の聴取等)

第四十二条 知事は、法第二条第三項に規定する第二種事業について法第四条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る書面の写しの送付を受けたときは、当該届出に係る事業が実施されるべき区域を管轄する市町長にその写しを送付し、法の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を聴くことができる。

(法の対象事業等に係る環境影響評価その他の手続)

第四十三条 第十条第三項、第十九条第三項、第二十九条から第三十二条まで及び第四十四条(第一項第二号、第三号及び第七号を除く。)の規定は、法第二条第四項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条第三項	第一項の	法第十条第一項の規定により意見を述べる
	方法書	法第五条第一項の方法書
第十九条第三項	第一項の	法第二十条第一項の規定により意見を述べる
	準備書	法第十四条第一項の準備書
第二十九条第一項	事業者	法第二条第五項の事業者(以下「法の事業者」という。)
	第二十二條第一項	法第二十七条
	が行われた	を行った
	関係市町長	法第十五条の関係市町長
第二十九条第一項第一号から第三号まで	対象事業	法対象事業
第三十条第一項	事業者	法の事業者
	評価書に記載された第十三条	法対象事業の実施以後におい

	第一項第七号ハに掲げる事項に基づき事後調査	て、環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講じるものである場合であつて、当該環境の状況の把握のための措置（法第三十八条の三第一項の規定により公表されたものを除く。）
第三十条第二項	関係市町長	法第十五条の関係市町長
第三十一条第一項	対象事業	法対象事業
	事業者	法の事業者
第三十一条第三項	関係市町長	法第十五条の関係市町長
第三十二条	事後調査報告書の提出を受けた場合又は環境調査を実施した場合	事後調査報告書の提出を受けた場合、環境調査を実施した場合又は法の事業者が法第三十八条の三第一項の規定による公表をした場合（環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講じるものである場合における当該環境の状況の把握のための措置に係るものに限る。）
	事業者	法の事業者
第四十四条第一項	事業者	法の事業者
第四十四条第一項第一号	環境影響評価その他の	前条第一項において準用する第二十九条第一項及び前条第一項において準用する第三十条第一項の
第四十四条第一項第六号	第三十二条	前条第一項において準用する第三十二条
第四十四条第二項及び第三項	事業者	法の事業者

2 第十九条第三項、第三十条から第三十二条まで及び第四十四条（第一項第二号、第三号及び第七号を除く。）の規定は、法第四十八条第一項に規定する対象港湾計画（以下「法対象港湾計画」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十九条第三項	第一項の	法第四十八条第二項において準用する法第二十条第一項の規定により意見を述べる
	準備書	法第四十八条第二項において準用する法第十四条第一項の準備書
第三十条第一項	事業者	法第四十八条第一項の港湾管理者（以下「法の港湾管理者」という。）
	評価書に記載された第十三条第一項第七号ハに掲げる事項に基づき事後調査	法対象港湾計画の決定後又は変更後において、環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講じるものである場合であつて、当該環境の状況の把握のための措置
第三十条第二項	関係市町長	法第四十八条第二項において準用する法第十五条の関係市町長
第三十一条第一項	対象事業の実施以後	法対象港湾計画の決定後又は変更後
	事業者の事務所又は対象事業が実施されている	法対象港湾計画に定められた
第三十一条第三項	関係市町長	法第四十八条第二項において準用する法第十五条の関係市町長
第三十二条	事業者	法の港湾管理者
第四十四条第一項	事業者	法の港湾管理者
第四十四条第一項第一号	環境影響評価その他の	前条第二項において準用する第三十条第一項の
第四十四条第一項第六号	第三十二条	前条第二項において準用する第三十二条
第四十四条第二項及び第三項	事業者	法の港湾管理者

3 知事は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、技術審査会の意見を聴くことができる。

- 一 法第三条の三第一項の配慮書の案又は配慮書について意見を述べるとき。
- 二 法第十条第五項又は法第二十条第五項（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を述べるとき。

第九章 雑則

(勧告等)

第四十四条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な手続の実施その他の措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 この条例の規定に違反して環境影響評価その他の手続を実施しないとき。
- 二 虚偽の記載をした方法書、準備書又は評価書を提出したとき。
- 三 第二十六条第一項（同条第三項及び第二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して対象事業を実施したとき。
- 四 事後調査報告書について虚偽の報告をしたとき。
- 五 環境調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 六 第三十二条の規定による必要な措置を講じないとき。
- 七 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 知事は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該事業者の氏名、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

3 知事は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告の徴収等)

第四十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、都市計画決定権者又は港湾管理者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

(隣接する県との協議)

第四十六条 知事は、対象事業実施区域又は関係地域に本県の区域に属さない地域が含まれているときは、当該地域における環境影響評価その他の手続に関して、当該地域の所在する県の知事と協議するものとする。

(市町条例との関係)

第四十七条 市町が対象事業に関し環境の保全の見地から環境影響評価に関する条例を制定した場合において、当該市町の区域内における対象事業に関するこの条例の規定の適用については、当該市町の長と知事とが協議して定めるものとする。

(調査研究)

第四十八条 県は、環境影響評価及び事後調査に必要な技術の向上を図るため、当該技術に関する調査及び研究の推進並びにその成果の普及に努めるものとする。

(適用除外等)

第四十九条 この条例の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌汚染については、適用しない。

2 第二章から第六章までの規定は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業については、適用しない。

(規則への委任)

第五十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十一年六月十二日から施行する。ただし、第一章及び第二章の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、当該対象事業に係る事業者が広島県環境影響評価の実施に関する指導要綱(昭和五十七年広島県告示第千三百五十三号。以下「指導要綱」という。)第三条第四項の規定により環境影響評価書の案を作成し、知事に送付している場合は、この条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後も、引き続き指導要綱に定めるところにより環境影響評価その他の手続を行うことができる。
- 3 対象事業(前項に該当するものを除く。)であって次に掲げる事業(施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模の縮小その他の規則で定める軽微な変更のみをして実施されるものに限る。)については、第二章から第六章までの規定は、適用しない。
 - 一 施行日前に許認可等が与えられ、又は特定届出がなされた事業
 - 二 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項第一号の補助金若しくは同項第二号の負担金又は広島県補助金等交付規則(昭和四十八年広島県規則第五十一号)第二条第一項第一号の補助金の交付の決定がなされた事業
 - 三 前二号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業
 - 四 前号に掲げるもののほか、施行日から起算して六月を経過する日までに実施される事業
- 4 前項各号に掲げる事業に該当する事業であって、施行日以後の内容の変更(環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。)により対象事業として実施されるものについては、第二章から第六章までの規定は、適用しない。

(規則への委任)

- 5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

(検討)

- 6 知事は、必要に応じこの条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

附 則 (平成十一年一月二二日条例第四〇号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月二二日条例第四一號抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月一二日条例第四二號)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年七月六日条例第三七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月九日条例第三三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年七月一日条例第三三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年一二月二五日条例第七三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に知事が送付を受けた環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書については、なお従前の例による。

別表（第二条関係）

項	事業の種類
一	道路法（昭和三十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業
二	河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川に関するダムの新築、堰（せき）の新築及び改築の事業（以下この項において「ダム新築等事業」という。）並びに同法第八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの
三	鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の建設及び改良の事業
四	空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業
五	電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業
六	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業
七	公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業
八	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に掲げる終末処理場の新設又は増設の事業
九	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業
十	新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業
十一	住宅の用に供するための土地（その土地と併せて整備されるべき道路、緑地その他の公共

	施設の整備の用に供する土地を含む。)の造成の事業(九の項及び十の項に掲げる事業に該当するものを除く。)
十二	工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第四条第一項第三号に規定する工業団地その他の工業団地の造成の事業
十三	製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場の新設又は増設の事業(十二の項に掲げる事業に該当するものを除く。)
十四	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業その他の流通業務を目的とした団地の造成の事業
十五	九の項から十四の項までに掲げる事業のうち、複数以上のものを併せて実施する開発用地の造成であつて、当該開発用地の造成の事業
十六	都市計画法第四条第十一項に規定する第二種特定工作物その他のレクリエーションの用に供される施設(ゴルフコース及びスキー場を除く。)の新設又はゴルフコース若しくはスキー場の新設若しくは増設の事業
十七	採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第二条に規定する岩石、土及び砂利の採取の事業
十八	一の項から十七の項までに掲げる事業に準じるものとして規則で定める事業

広島県環境影響評価に関する条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 環境影響評価に関する手続

第一節 方法書の作成等（第四条—第十二条）

第二節 準備書の作成等（第十三条—第二十三条）

第三節 評価書の作成等（第二十四条—第二十九条の二）

第四節 対象事業の内容の修正等（第三十条・第三十一条）

第三章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第三十二条—第三十五条）

第四章 事後調査の実施等（第三十六条・第三十七条）

第五章 手続に関する特例等

第一節 都市計画に係る対象事業に関する特例等（第三十八条—第四十二条）

第二節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続（第四十三条—第四十五条）

第六章 広島県環境影響評価技術審査会（第四十六条—第四十九条）

第七章 環境影響評価法との関係（第五十条）

第八章 雑則（第五十一条・第五十二条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（対象事業）

第三条 条例第二条第二号の規則で定める事業は、別表の上欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

第二章 環境影響評価に関する手続

第一節 方法書の作成等

（方法書の作成）

第四条 条例第五条第一項の方法書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

2 対象事業に係る条例第五条第一項第二号に掲げる事項のうち対象事業の内容については、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 対象事業の名称
- 二 対象事業の種類
- 三 対象事業の規模
- 四 対象事業実施区域

五 前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

3 対象事業に係る条例第五条第一項第三号に掲げる事項については、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況に関して、入手可能な最新の文献、資料等に基づき把握した結果（当該文献等の出典を含む。）を記載するものとする。

4 第二項第四号及び前項の事項について把握した結果の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。

5 対象事業に係る条例第五条第一項第四号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。

6 前項の記載に当たり、調査、予測及び評価の手法が決定されていない場合には、環境影響評価の項目の選定の理由を明らかにするものとする。

7 条例第五条第二項の規定により二以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合には、その旨を方法書に記載するものとする。

（環境影響を受ける範囲と認められる地域）

第五条 条例第六条第一項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって一以上の環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

（方法書についての公告の方法）

第六条 条例第七条第一項の規定による公告は、広島県報に登載して行うものとする。

（方法書及び要約書の写しの縦覧）

第七条 条例第七条第一項の規定による方法書及び要約書の写しの縦覧は、次に掲げる二以上の場所において行うものとする。

一 広島県環境県民局環境保全課

二 条例第六条第一項に規定する地域を所管する厚生環境事務所（当該地域が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合には、当該支所）

三 条例第六条第一項に規定する地域が属する市町の協力が得られた場合には、当該市町の庁舎その他の当該市町の施設

四 事業者の協力が得られた場合には、当該事業者の事務所

五 その他知事が適当と認める場所

（方法書について公告する事項）

第八条 条例第七条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業実施区域

四 条例第六条第一項に規定する地域の範囲及びその範囲が属する市町

五 方法書及び要約書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

六 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

七 条例第八条第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(事業者の周知のための措置)

第九条 条例第七条第二項の規定により事業者が行うべき周知のための措置は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 次条に掲げる事項及び方法書の概略を記載した書類を求めに応じて提供することを周知した後、当該書類を求めに応じて提供すること。

二 次条に掲げる事項を公告すること。

三 前二号に掲げるもののほか、方法書の内容を周知するための適切な方法

2 前項第二号の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 官報に掲載すること。

二 条例第六条第一項に規定する地域が属する市町の協力を得て、当該市町の公報又は広報紙に掲載すること。

三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること。

四 前三号に掲げるもののほか、適切な方法

(事業者が周知する事項)

第十条 条例第七条第二項の規則で定める事項は、第八条各号に掲げるものとする。

(方法書及び要約書の公表)

第十条の二 条例第七条第三項の規定による方法書及び要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 事業者のウェブサイトに掲載すること。

二 県のウェブサイトに掲載すること。

三 条例第六条第一項に規定する地域が属する市町の協力を得て、当該市町のウェブサイトに掲載すること。

(方法書説明会の開催)

第十条の三 条例第七条の二第一項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、条例第六条第一項に規定する地域に二以上の市町の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の公告)

第十条の四 第九条第二項の規定は、条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。

2 条例第七条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業実施区域

四 条例第六条第一項に規定する地域の範囲及びその範囲が属する市町

五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(責めに帰することができない事由)

第十条の五 条例第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。

二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(方法書についての意見書の提出)

第十一条 条例第八条第一項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称
- 三 方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第三号の意見は、意見の理由を含めて記載するものとする。

(方法書についての知事の意見提出期間)

第十二条 条例第十条第一項の規則で定める期間は、六十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪等の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときその他やむを得ない事情があると認められるときは、九十日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。

第二節 準備書の作成等

(準備書の作成)

第十三条 条例第十三条第一項の準備書の様式は、別記様式第二号のとおりとする。

2 対象事業に係る条例第十三条第一項第一号に掲げる事項のうち対象事業の内容については、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第四条第二項第一号から第四号までに掲げる事項
- 二 対象事業実施区域の面積
- 三 対象事業の実施に係る工法、期間及び工程計画並びに供用予定時期の概要
- 四 対象事業実施区域内における施設の種類、規模及び配置計画の概要
- 五 対象事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動の内容の概要
- 六 対象事業に密接に関連して行われる事業の内容の概要
- 七 前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

3 第四条第三項の規定は、対象事業に係る条例第十三条第一項第一号に掲げる事項のうち、条例第五条第一項第三号に掲げる事項の記載について準用する。

4 第二項第一号に掲げる事項のうち、第四条第二項第四号に掲げる事項及び前項において準用する同条第三項の事項について把握した結果の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。

5 対象事業に係る条例第十三条第一項第四号に掲げる事項の記載に当たっては、意見の概要又は意見の項目ごとの事業者の見解を明らかにするものとする。

6 第四条第五項の規定は、対象事業に係る条例第十三条第一項第五号に掲げる事項の記載について

準用する。

7 対象事業に係る条例第十三条第一項第七号イに掲げる事項の記載に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

一 調査により得られた情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件その他の当該情報の出自及びその妥当性

二 調査に関し、現地調査を行った場合において、既存の長期間の観測結果が存在しているときは、当該現地調査により得られた結果と観測結果とを比較した結果

三 予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項についての内容及びその妥当性

四 予測に当たり、地方公共団体その他の事業者以外の者（以下「地方公共団体等」という。）により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込んで将来の環境の状況の推定をした場合には、当該施策の内容

五 環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合には、必要に応じ予測の不確実性の程度及び当該不確実性に係る環境影響の程度を考慮した当該不確実性の内容

六 評価に当たり、地方公共団体等が行う環境の保全のための措置の効果を見込んだ場合には、当該措置の内容

8 対象事業に係る条例第十三条第一項第七号ロに掲げる事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で、対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証した結果

二 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法

三 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度

四 環境保全措置の実施に伴い生じるおそれのある環境影響

五 対象事業の実施により損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を講じる場合には、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由

六 代償措置を講じる場合には、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容

9 対象事業に係る条例第十三条第一項第七号ハに掲げる事項の記載に当たり、環境の状況の把握のための措置として事後調査を行う場合には、次の事項をできる限り明らかにするものとする。

一 事後調査を実施することとした理由

二 事後調査の項目及び手法

三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針

四 事後調査の結果の公表の方法

五 地方公共団体等が保有する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該地方公共団体等との協力又は当該地方公共団体等への要請の方法及び内容

六 対象事業に係る施設等が他の主体に引き継がれることが明らかな場合には、当該主体の氏名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)並びに当該主体との協力又は当該主体への要請の方法及び内容

七 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項

10 対象事業に係る条例第十三条第一項第七号二に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果並びに講じることとした環境保全措置の概要を一覧できるようにするものとする。

11 条例第十三条第二項において準用する条例第五条第二項の規定により二以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合には、その旨を準備書に記載するものとする。

(準備書についての公告の方法)

第十四条 第六条の規定は、条例第十五条第一項の規定による公告について準用する。

(準備書及び要約書の写しの縦覧)

第十五条 第七条の規定は、条例第十五条第一項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第七条中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第二号及び第三号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書について公告する事項)

第十六条 条例第十五条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 関係地域の範囲及びその範囲が属する市町
- 五 準備書及び要約書の写しの縦覧の場所、期間及び時間
- 六 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- 七 条例第十七条第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(事業者の周知のための措置等)

第十七条 第九条及び第十条の規定は、条例第十五条第二項において準用する条例第七条第二項の規定により事業者が準備書について周知するための措置を講じる場合について準用する。この場合において、第九条第一項第一号及び第三号中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第二項第二号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、第十条中「第八条各号」とあるのは「第十六条各号」と読み替えるものとする。

(準備書及び要約書の公表)

第十七条の二 第十条の二の規定は、条例第十五条第二項において準用する条例第七条第三項の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第三号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催)

第十八条 第十条の三の規定は、条例第十六条第一項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第十条の三中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催の公告)

第十九条 第九条第二項の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第九条第二項第二号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

2 第十条の四第二項の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条の四第二項中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第二十条 第十条の五の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第十条の五中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第二十一条 削除

(準備書についての意見書の提出)

第二十二条 第十一条の規定は、条例第十七条第一項の意見書について準用する。この場合において、第十一条第一項第二号及び第三号中「方法書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

(準備書についての知事の意見提出期間)

第二十三条 条例第十九条第一項の規則で定める期間は、九十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪等の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときその他やむを得ない事情があると認められるときは、百二十日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 第十二条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

第三節 評価書の作成等

(評価書の作成)

第二十四条 条例第二十条第一項の評価書の様式は、別記様式第三号のとおりとする。

2 第十三条第二項から第十一項までの規定は、評価書の作成について準用する。

3 評価書の作成に当たり、準備書の記載事項を修正したときは、当該準備書の記載事項との相違を明らかにするものとする。

4 第十三条第五項の規定は、対象事業に係る条例第二十条第一項第四号に掲げる事項の記載について準用する。

(軽微な修正)

第二十五条 条例第二十条第二項第一号の規則で定める軽微な修正は、次に掲げるものとする。

一 対象事業の規模の縮小

二 対象事業の規模の増加が軽微であるものその他の修正であって、その実施により環境に著しい影響を及ぼすおそれのないもの

三 対象事業に係る環境への負荷の低減を目的として行われる緑地、環境保全施設等の整備

四 対象事業の主要な構造以外の修正であって、環境に影響を及ぼすおそれのないもの

(評価書についての公告の方法)

第二十六条 第六条の規定は、条例第二十二条第一項の規定による公告について準用する。

(評価書及び要約書の写しの縦覧)

第二十七条 第七条の規定は、条例第二十二条第一項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第七条中「方法書」とあるのは「評価書」と、同条第二号及び第三号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(評価書について公告する事項)

第二十八条 条例第二十二条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 関係地域の範囲及びその範囲が属する市町
- 五 評価書及び要約書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

(事業者の周知のための措置等)

第二十九条 第九条及び第十条の規定は、条例第二十二条第二項において準用する条例第七条第二項の規定により事業者が評価書について周知するための措置を講じる場合について準用する。この場合において、第九条第一項第一号及び第三号中「方法書」とあるのは「評価書」と、同条第二項第二号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、第十条中「第八条各号」とあるのは「第二十八条各号」と読み替えるものとする。

(評価書及び要約書の公表)

第二十九条の二 第十条の二の規定は、条例第二十二条第二項において準用する条例第七条第三項の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二中「方法書」とあるのは「評価書」と、同条第三号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

第四節 対象事業の内容の修正等

(軽微な修正)

第三十条 第二十五条の規定は、条例第二十四条ただし書の規則で定める軽微な修正について準用する。

(対象事業の廃止等の場合の通知及び公告)

第三十一条 条例第二十五条第一項の規定による通知は、別記様式第四号により行うものとする。

2 第六条の規定は、条例第二十五条第二項の規定による公告について準用する。

3 条例第二十五条第二項の規定により公告する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 条例第二十五条第一項各号のうち、該当することとなった号並びにその理由及び時期
- 五 条例第二十五条第一項第三号に該当した場合には、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- 4 第六条及び前項の規定は、条例第二十七条第四項において準用する条例第二十五条第二項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第四号中「条例第二十五条第一項各号」とあるのは「条例第二十七条第四項において準用する条例第二十五条第一項各号」と、同項第五号中「条例第二十五条第一項第三号」とあるのは「条例第二十七条第四項において準用する条例第二十五条第一項第三号」と読み替えるものとする。

第三章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(軽微な変更)

第三十二条 第二十五条の規定は、条例第二十六条第二項ただし書の規則で定める軽微な変更について準用する。

(評価書公告後の引継ぎの場合の通知及び公告)

第三十三条 条例第二十六条第四項の規定による通知は、別記様式第五号により行うものとする。

- 2 第六条の規定は、条例第二十六条第五項において準用する条例第二十五条第二項の規定による公告について準用する。
- 3 条例第二十六条第五項において準用する条例第二十五条第二項の規定により公告する事項は、次に掲げるものとする。
- 一 引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 対象事業の名称、種類及び規模
 - 三 対象事業実施区域
 - 四 対象事業の実施を他の者に引き継いだ理由及びその時期
 - 五 引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 4 第六条及び前項の規定は、条例第二十七条第四項において準用する条例第二十六条第五項において準用する条例第二十五条第二項の規定による公告について準用する。

(環境影響評価その他の手続の再実施の場合の通知及び公告)

第三十四条 条例第二十七条第二項の規定による通知は、別記様式第六号により行うものとする。

- 2 第六条の規定は、条例第二十七条第三項の規定による公告について準用する。
- 3 条例第二十七条第三項の規定により公告する事項は、次に掲げるものとする。
- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 対象事業の名称、種類及び規模
 - 三 対象事業実施区域
 - 四 条例第二十七条第一項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした理由及び行うこととした手続の内容

(工事着手等の届出及び公告)

第三十五条 条例第二十九条第一項の規定による届出は、別記様式第七号により行うものとする。

- 2 第六条の規定は、条例第二十九条第二項の規定による公告について準用する。
- 3 条例第二十九条第二項の規定により公告する事項は、次に掲げるものとする。
- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 条例第二十九条第一項各号のうち、該当することとなった号並びにその理由及び時期

第四章 事後調査の実施等

(事後調査報告書)

第三十六条 条例第三十条第一項の事後調査報告書は、四月一日から翌年三月三十一日までに実施した事後調査に関し、別記様式第八号により作成し、当該翌年六月三十日までに提出するものとする。

2 事後調査報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 事後調査の結果
- 二 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、講じた対応の内容及びその効果
- 三 事後調査の結果の公表の方法
- 四 地方公共団体等が保有する環境の状況に関する情報を活用した場合には、当該地方公共団体等の名称及び当該情報の内容
- 五 対象事業に係る施設等が他の主体に引き継がれた場合は、当該主体の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）並びに当該主体との協力又は当該主体への要請の方法及び内容
- 六 前各号に掲げるもののほか、事後調査の報告に関し必要な事項

(証明書の様式)

第三十七条 条例第三十一条第二項の証明書の様式は、別記様式第九号のとおりとする。

第五章 手続に関する特例等

第一節 都市計画に係る対象事業に関する特例等

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の条例の読替え)

第三十八条 条例第三十三条の規定により、対象事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）について、都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、条例第五条から第二十六条まで（第五条第二項、第十三条第二項並びに第二十五条第一項第三号及び第三項を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条第一項各号列記以外の部分	事業者	第三十三条の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）
	対象事業	対象事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定め

		られる場合又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設（第二十四条及び第二十五条第一項第一号において「対象事業等」という。）を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）
第五条第一項第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第五条第一項第二号	対象事業	都市計画対象事業
第五条第一項第三号	対象事業が	都市計画対象事業が
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第五条第一項第四号	対象事業	都市計画対象事業
第六条第一項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第六条第二項	対象事業	都市計画対象事業
第七条第一項から第三項まで	事業者	都市計画決定権者
第七条の二第一項から第四項まで	事業者	都市計画決定権者
第八条第一項	事業者	都市計画決定権者
第九条	事業者	都市計画決定権者
第十条第一項	事業者	都市計画決定権者
第十一条第一項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第十一条第二項	事業者	都市計画決定権者
第十二条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第十三条第一項各号 列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第十三条第一項第四	事業者	都市計画決定権者

号		
第十三条第一項第七号二	対象事業	都市計画対象事業
第十四条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第十五条第一項	事業者	都市計画決定権者
第十六条第一項及び第二項	事業者	都市計画決定権者
第十七条第一項	事業者	都市計画決定権者
第十八条	事業者	都市計画決定権者
第十九条第一項及び第四項	事業者	都市計画決定権者
第二十条第一項	事業者	都市計画決定権者
第二十条第二項	事業者	都市計画決定権者
第二十条第二項第三号	対象事業	都市計画対象事業
第二十一条	事業者	都市計画決定権者
第二十二条第一項	事業者	都市計画決定権者
第二十四条	事業者	都市計画決定権者
	修正をしよう	修正をして対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第二十五条第一項	事業者	都市計画決定権者
第二十五条第一項第一号	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない

(都市計画に係る手続との調整)

第三十九条 前条の規定により読み替えて適用される条例第十五条第一項又は条例第二十二条第一項の規定により知事が行う公告は、都市計画決定権者が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。)の規定による公告又は同法第二十条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による告示と併せて行うものとする。

2. 前条の規定により読み替えて適用される条例第十五条第一項の規定により知事が準備書及び要約書の写しを縦覧に供する場合には、都市計画決定権者が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項の都市計画の案と併せて縦覧に供するよう努めるものとし、前条の規定により読み替えて適用される条例第二十二条第一項の規定により知事が評価書及び要約書の写しを縦覧に供す

る場合には、都市計画決定権者が定める都市計画についての同法第二十条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する同法第十四条第一項の図書と併せて縦覧に供するものとする。

（対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施）

第四十条 第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第二十二條第一項の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第五条第一項第二号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、条例第二十六条第二項及び第三項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

2 前項の場合における条例第二十六条第二項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十六条第二項	事業者は、第二十二條第一項	都市計画決定権者は、広島県環境影響評価に関する条例施行規則（平成十一年広島県規則第二十六号。以下「条例施行規則」という。）第三十八条の規定により読み替えて適用される第二十二條第一項
	第五条第一項第二号	条例施行規則第三十八条の規定により読み替えて適用される第五条第一項第二号
	変更を	変更に係る都市計画の変更を
	当該変更後	当該事項の変更後
	対象事業	都市計画対象事業
第二十六条第三項	第一項	第二十六条第一項
	事業者	都市計画対象事業の事業者
	第一項中	第二十六条第一項中「第二十二條第一項」とあるのは「条例施行規則第三十八条の規定により読み替えて適用される第二十二條第一項」と、
	限る。）」と、	限る。）」と、「第二十条第二項第一号」とあるのは「条例施行規則第三十八条の規定により読み替えて適用される第二十条第二項第一号

（事業者の行う環境影響評価との調整）

第四十一条 事業者が条例第五条第一項の規定により方法書を作成してから条例第七条第一項の規定による公告が行われるまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画法の規定によ

り都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該方法書に係る事業者（事業者が既に条例第六条第一項の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第三十三条の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 条例第七条第一項の規定による公告が行われてから条例第十五条第一項の規定による公告が行われるまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、準備書を作成していない場合には作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合には通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第三十三条の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

4 第二項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

5 条例第十五条第一項の規定による公告が行われてから条例第二十二条第一項の規定による公告が行われるまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、同法第十七条第一項の規定により公告を行ったときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第三章第三節及び第四節の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第三十三条の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第二十二条第一項の規定による公告が行われた後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同項の評価書を送付しなければならない。

（都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の条例施行規則の読替え）

第四十二条 条例第三十三条の規定により都市計画対象事業について都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第四条から第三十二条まで（第四条第七項、第十三条第十一項並びに第三十一条第三項第五号及び第四項を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第一項	条例第五条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第五条第一項
	別記様式第一号	別記様式第十号
第四条第二項各号列記以外の部分	対象事業	都市計画対象事業
	条例第五条第一項第二号	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第五条第一項第二号
第四条第二項第一号から第三号まで	対象事業	都市計画対象事業
第四条第二項第四号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域

第四条第二項第五号	対象事業	都市計画対象事業
第四条第三項	対象事業に係る条例第五条第一項第三号	都市計画対象事業に係る第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第五条第一項第三号
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第四条第五項	対象事業	都市計画対象事業
	条例第五条第一項第四号	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第五条第一項第四号
第五条	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
	対象事業に	都市計画対象事業に
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第六条	条例第七条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条第一項
第七条	条例第七条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条第一項
第七条第二号及び第三号	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
第七条第四号	事業者	都市計画決定権者
第八条	条例第七条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条第一項
第八条第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第八条第二号	対象事業	都市計画対象事業
第八条第三号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第八条第四号	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
第八条第七号	条例第八条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第八条第一項
第九条見出し	事業者	都市計画決定権者
第九条第一項	条例第七条第二項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条第二項
	事業者	都市計画決定権者

第九条第二項第二号	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
第十条見出し	事業者	都市計画決定権者
第十条	条例第七条第二項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条第二項
第十条の二	条例第七条第三項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条第三項
第十条の二第一号	事業者	都市計画決定権者
第十条の二第三号	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
第十条の三	条例第七条の二第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第一項
	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
	事業者	都市計画決定権者
第十条の四第一項	条例第七条の二第二項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第二項
第十条の四第二項	条例第七条の二第二項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第二項
第十条の四第二項第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第十条の四第二項第二号	対象事業	都市計画対象事業
第十条の四第二項第三号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第十条の四第二項第四号	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
第十条の五各号列記以外の部分	条例第七条の二第四項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第四項
	事業者	都市計画決定権者
第十条の五第二号	事業者	都市計画決定権者
第十一条第一項	条例第八条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第八条第一項
第十一条第一項第二	対象事業	都市計画対象事業

号		
第十二条第一項	条例第十条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十条第一項
第十二条第二項	事業者	都市計画決定権者
第十三条第一項	条例第十三条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十三条第一項
	別記様式第二号	別記様式第十一号
第十三条第二項各号 列記以外の部分	対象事業	都市計画対象事業
	条例第十三条第一項第一号	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十三条第一項第一号
第十三条第二項第二号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第十三条第二項第三号	対象事業	都市計画対象事業
第十三条第二項第四号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第十三条第二項第五号から第七号まで	対象事業	都市計画対象事業
第十三条第三項	対象事業に係る条例第十三条第一項第一号	都市計画対象事業に係る第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十三条第一項第一号
	条例第五条第一項第三号	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第五条第一項第三号
第十三条第五項	対象事業に係る条例第十三条第一項第四号	都市計画対象事業に係る第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十三条第一項第四号
	事業者	都市計画決定権者
第十三条第六項	対象事業に係る条例第十三条第一項第五号	都市計画対象事業に係る第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十三条第一項第五号
第十三条第七項	対象事業に係る条例第十三条第一項第七号イ	都市計画対象事業に係る第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十三条第一項第七号イ
第十三条第八項	対象事業に係る条例第十三条第一項第七号ロ	都市計画対象事業に係る第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十三条第一項第七号ロ

第十三条第八項第一号及び第五号	対象事業	都市計画対象事業
第十三条第九項	対象事業に係る条例第十三条第一項第七号ハ	都市計画対象事業に係る第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十三条第一項第七号ハ
第十三条第九項第六号	対象事業	都市計画対象事業
第十三条第十項	対象事業に係る条例第十三条第一項第七号ニ	都市計画対象事業に係る第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十三条第一項第七号ニ
第十四条	条例第十五条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十五条第一項
第十五条	条例第十五条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十五条第一項
	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
第十六条	条例第十五条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十五条第一項
第十六条第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第十六条第二号	対象事業	都市計画対象事業
第十六条第三号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第十六条第七号	条例第十七条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十七条第一項
第十七条見出し	事業者	都市計画決定権者
第十七条	条例第十五条第二項において準用する条例第七条第二項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十五条第二項において準用する、第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条第二項
	事業者	都市計画決定権者
	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
第十七条の二	条例第十五条第二項において準用する条例第七条第三項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十五条第二項において準用する、

		第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条第三項
	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
第十八条	条例第十六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十六条第一項
	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
第十九条第一項	条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十六条第二項において準用する、第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第二項
	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
第十九条第二項	条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十六条第二項において準用する、第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第二項
	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
第二十条	条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第四項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十六条第二項において準用する、第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第四項
	事業者	都市計画決定権者
第二十二条	条例第十七条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十七条第一項
第二十三条第一項	条例第十九条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十九条第一項
第二十四条第一項	条例第二十条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第二十条第一項
	別記様式第三号	別記様式第十二号
第二十四条第二項	第十三条第二項から第十項まで	第十三条第二項から第十項まで
第二十四条第四項	対象事業に係る条例第二十条第一項第四号	都市計画対象事業に係る第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第二十条

		第一項第四号
第二十五条	条例第二十条第二項第一号	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第二十条第二項第一号
第二十五条第一号から第四号まで	対象事業	都市計画対象事業
第二十六条	条例第二十二条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第二十二条第一項
第二十七条	条例第二十二条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第二十二条第一項
	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
第二十八条	条例第二十二条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第二十二条第一項
第二十八条第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第二十八条第二号	対象事業	都市計画対象事業
第二十八条第三号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第二十九条見出し	事業者	都市計画決定権者
第二十九条	条例第二十二条第二項において準用する条例第七条第二項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第二十二条第二項において準用する、第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条第二項
	事業者	都市計画決定権者
	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
第二十九条の二	条例第二十二条第二項において準用する条例第七条第三項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第二十二条第二項において準用する、第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条第三項
	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
第三十条	条例第二十四条ただし書	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第二十四条ただし書
第三十一条第一項	条例第二十五条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用さ

		れる条例第二十五条第一項
	別記様式第四号	別記様式第十三号
第三十一条第二項	条例第二十五条第二項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第二項
第三十一条第三項	条例第二十五条第二項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第二項
第三十一条第三項第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第三十一条第三項第二号	対象事業	都市計画対象事業
第三十一条第三項第三号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第三十一条第三項第四号	条例第二十五条第一項各号	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第一項第一号又は第二号
第三十二条	条例第二十六条第二項ただし書	第三十八条及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十六条第二項ただし書

第二節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続

（対象港湾計画の要件）

第四十三条 条例第三十六条第一項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 港湾計画の決定であつて、当該港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（次号において「埋立て等区域」という。）の面積の合計が百五十ヘクタール以上であるもの
- 二 決定後の港湾計画の変更であつて、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域（当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積の合計が百五十ヘクタール以上であるもの

（港湾計画に係る環境影響評価その他の手続を行う場合の技術的読替え）

第四十四条 条例第三十六条第二項において条例第三章第二節から第五章まで（第十三条第一項第四号及び第二項、第二十三条、第二十五条第一項第三号及び第三項、第二十六条第四項及び第五項並びに第二十七条から第二十九条までを除く。）の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三章第二節の節名	環境影響評価	港湾環境影響評価
第十一条見出し	環境影響評価	港湾環境影響評価
第十一条第一項	事業者は、前条第一項の意見を考慮するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え	第三十六条第一項の港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）は
	対象事業に係る環境影響評価	第三十六条第一項の対象港湾計画（以下「対象港湾計画」という。）に定められる第三十五条の港湾開発等（以下「港湾開発等」という。）に係る同条の港湾環境影響評価（以下「港湾環境影響評価」という。）
第十一条第二項	事業者	港湾管理者
第十二条見出し	環境影響評価	港湾環境影響評価
第十二条	事業者	港湾管理者
	対象事業に係る環境影響評価	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価
第十三条第一項各号 列記以外の部分	事業者	港湾管理者
	対象事業に係る環境影響評価	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価
	環境影響評価の	港湾環境影響評価の
	環境影響評価準備書	港湾環境影響評価準備書
第十三条第一項第一号	第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項	港湾管理者の名称及び住所
第十三条第一項第二号	第八条第一項の意見の概要	対象港湾計画の目的及び内容
第十三条第一項第三号	第十条第一項の知事の意見	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の概況
第十三条第一項第五号	環境影響評価	港湾環境影響評価
第十三条第一項第七号	環境影響評価の結果	港湾環境影響評価の結果
第十三条第一項第七号イ	環境影響評価 環境影響	港湾環境影響評価 第三十五条の港湾環境影響（以下「港湾環境影響」という。）
第十三条第一項第七号	対象事業に係る環境影響	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る

号二		港湾環境影響
第十三条第一項第八号	環境影響評価	港湾環境影響評価
第十四条	事業者	港湾管理者
	第六条第一項の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響
	第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第六条第一項に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下	以下
第十五条第一項	事業者	港湾管理者
第十五条第二項	第七条第二項及び第三項の規定は、準備書について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十五条第一項」と、「前条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、「方法書及び要約書」とあるのは「準備書及び第十四条に規定する要約書」と読み替えるものとする。	港湾管理者は、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を周知するための措置を講じるとともに、規則で定めるところにより、同項の縦覧期間中、準備書及び第十四条に規定する要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
第十六条第一項	事業者	港湾管理者
第十六条第二項	第七条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十六条第二項において準用する第二項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十六条第一項及び	港湾管理者は、準備書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを準備書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならないものとし、準備書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができるものとする。なお、港湾管理者の責めに帰することができない事由であつて規則で定

	第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。	めるものにより、この項の規定による公告をした準備書説明会を開催することができない場合には、当該準備書説明会を開催することを要しないものとし、この項に定めるもののほか、準備書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。
第十七条第一項	事業者	港湾管理者
第十八条	事業者	港湾管理者
第十九条第一項及び第四項	事業者	港湾管理者
第二十条第一項各号 列記以外の部分	事業者	港湾管理者
	環境影響評価の	港湾環境影響評価の
	環境影響評価書	港湾環境影響評価書
第二十条第一項第四号	事業者	港湾管理者
第二十条第二項	事業者	港湾管理者
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
第二十条第二項第一号	第五条第一項第二号	第十三条第一項第二号
	事業規模	港湾計画に定められる港湾開発等の規模
	第五条	第十一条
	環境影響評価	港湾環境影響評価
第二十条第二項第二号	第五条第一項第一号又は第十三条第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号	第十三条第一項第一号、第六号又は第八号
第二十条第二項第三号	対象事業	対象港湾計画に定められる港湾開発等
	環境影響評価	港湾環境影響評価
第二十一条	事業者	港湾管理者
第二十二条第一項	事業者	港湾管理者
第二十二条第二項	第七条第二項及び第三項の規定は、評価書について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十条第一項」と、「前条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書」とあるのは「評価書」と、同条第三項	港湾管理者は、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間内に、関係地域内において、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を周知するための措置を講じるとともに、規則で定めるところにより、同項の縦覧期間中、評価書及び第二十一条に規定する要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

	中「第一項」とあるのは「第二十二條第一項」と、「方法書及び要約書」とあるのは「評価書及び第二十一條に規定する要約書」と読み替えるものとする。	
第三章第五節の節名	対象事業	対象港湾計画
第二十四條見出し	事業内容	港湾計画の内容
	環境影響評価	港湾環境影響評価
第二十四條	事業者	港湾管理者
	第七條第一項	第十五條第一項
	第五條第一項第二号	第十三條第一項第二号
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
	事業に	港湾計画に定められる港湾開発等に
	第五條	第十一條
	環境影響評価	港湾環境影響評価
	事業規模	港湾計画に定められる港湾開発等の規模
第二十五條見出し	対象事業の廃止	対象港湾計画の決定等の中止
第二十五條第一項	事業者	港湾管理者
	第七條第一項	第十五條第一項
	第六條第一項に規定する地域を管轄する市町長又は関係市町長	関係市町長
第二十五條第一項第一号	対象事業を実施しない	対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更をしない
第二十五條第一項第二号	第五條第一項第二号	第十三條第一項第二号
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
第二十六條見出し	対象事業の実施	対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更
第二十六條第一項	事業者	港湾管理者
	対象事業	対象港湾計画
	事業が	港湾計画が
	事業)を実施して	港湾計画。以下この条において同じ。)の決定又は決定後の対象港湾計画の変更をして
第二十六條第二項	事業者	港湾管理者
	第五條第一項第二号に掲げる事項	第十三條第一項第二号に掲げる事項の変更をして港湾計画の決定又は決定後の港湾計画

	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
	対象事業	対象港湾計画に定められる港湾開発等
	環境影響評価	港湾環境影響評価
	事業規模	港湾計画に定められる港湾開発等の規模
第二十六条第三項	環境影響評価	港湾環境影響評価
	事業者	港湾管理者
第三十条	事業者	港湾管理者
第三十一条第一項	対象事業の実施	対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更
	事業者の事務所又は対象事業が実施されている	対象港湾計画に定められた
第三十二条	事業者	港湾管理者

(港湾計画に係る環境影響評価その他の手続を行う場合の条例施行規則の読替え)

第四十五条 第二章第二節から第四章まで(第十三条第五項、第九項第六号及び第十一項、第三十一条第三項第五号及び第四項、第三十三条から第三十五条まで並びに第三十六条第二項第五号を除く。)の規定は、条例第三十六条第一項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条第一項	条例第十三条第一項	条例第三十六条第二項において準用する条例第十三条第一項
	別記様式第二号	別記様式第十四号
第十三条第二項各号 別記以外の部分	対象事業に係る条例第十三条第一項第一号	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る条例第三十六条第二項において準用する条例第十三条第一項第一号
	対象事業	対象港湾計画
第十三条第二項第一号	第四条第二項第一号から第四号までに掲げる事項	対象港湾計画の名称
第十三条第二項第二号	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。以下「埋立て等区域」という。)
第十三条第二項第三号	対象事業の実施に係る工法、期間及び工程計画並びに供用予	対象港湾計画に定められる主要な港湾施設の規模及び配置に関する事項の概要

	定時期の概要	
第十三条第二項第四号	対象事業実施区域内における施設の種類、規模及び配置計画の概要	対象港湾計画に定められる埋立地の規模及び配置に関する事項の概要
第十三条第二項第五号	対象事業の実施後の土地又は工作物	対象港湾計画に定められる港湾開発等
第十三条第二項第六号	対象事業	対象港湾計画に定められる港湾開発等
第十三条第二項第七号	対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの	対象港湾計画に定められる港湾開発等の内容に関する事項
第十三条第三項	第四条第三項の規定は、対象事業に係る条例第十三条第一項第一号に掲げる事項のうち、条例第五条第一項第三号に掲げる事項の記載について準用する。	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る条例第三十六条第二項において準用する条例第十三条第一項第三号に掲げる事項については、対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の自然的社会的状況に関して、入手可能な最新の文献、資料等に基づき把握した結果（当該文献等の出典を含む。）を記載するものとする。
第十三条第四項	第二項第一号に掲げる事項のうち、第四条第二項第四号に掲げる事項及び前項において準用する同条第三項	前項
第十三条第六項	第四条第五項の規定は、対象事業に係る条例第十三条第一項第五号に掲げる事項の記載について準用する。	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る条例第三十六条第二項において準用する条例第十三条第一項第五号に掲げる事項の記載に当たっては、港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。
第十三条第七項	対象事業に係る条例第十三条第一項第七号イ	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る条例第三十六条第二項において準用する条例第十三条第一項第七号イ
第十三条第七項第四号	事業者	港湾管理者
第十三条第七項第五号	環境影響	港湾環境影響

第十三条第八項	対象事業に係る条例第十三条 第一項第七号ロ	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る 条例第三十六条第二項において準用する条例 第十三条第一項第七号ロ
第十三条第八項第一 号	事業者	港湾管理者
	対象事業に係る環境影響	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る 港湾環境影響
第十三条第八項第四 号	環境影響	港湾環境影響
第十三条第八項第五 号	対象事業	対象港湾計画に定められる港湾開発等
	環境影響	港湾環境影響
第十三条第九項	対象事業に係る条例第十三条 第一項第七号ハ	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る 条例第三十六条第二項において準用する条例 第十三条第一項第七号ハ
第十三条第九項第三 号	環境影響	港湾環境影響
第十三条第十項	対象事業に係る条例第十三条 第一項第七号ニ	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る 条例第三十六条第二項において準用する条例 第十三条第一項第七号ニ
	環境影響評価	港湾環境影響評価
第十四条	第六条の規定は、条例第十五条 第一項の規定による公告につ いて準用する。	条例第三十六条第二項において準用する条例 第十五条第一項の規定による公告は、広島県 報に登載して行うものとする。
第十五条	第七条の規定は、条例第十五条 第一項の規定による縦覧につ いて準用する。この場合におい て、第七条中「方法書」とある のは「準備書」と、同条第二号 及び第三号中「条例第六条第一 項に規定する地域」とあるのは 「関係地域」と読み替えるもの とする。	条例第三十六条第二項において準用する条例 第十五条第一項の規定による準備書及び要約 書の写しの縦覧は、広島県環境県民局環境保 全課、関係地域を所管する厚生環境事務所（当 該関係地域が厚生環境事務所の支所の担当区 域内である場合には、当該支所）、関係地域 が属する市町の庁舎その他の市町の施設（当 該市町の協力が得られた場合に限る。）その 他知事が適当と認める場所のうち、二以上の 場所において行うものとする。
第十六条	条例第十五条第一項	条例第三十六条第二項において準用する条例 第十五条第一項
第十六条第一号	事業者の氏名及び住所（法人に あつては、その名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在	港湾管理者の名称及び住所

	地)	
第十六条第二号	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称
第十六条第三号	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域の面積
第十六条第七号	条例第十七条第一項	条例第三十六条第二項において準用する条例第十七条第一項
第十七条見出し	事業者	港湾管理者
第十七条	第九条及び第十条の規定は、条例第十五条第二項において準用する条例第七条第二項の規定により事業者が準備書について周知するための措置を講じる場合について準用する。この場合において、第九条第一項第一号及び第三号中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第二項第二号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、第十条中「第八条各号」とあるのは「第十六条各号」と読み替えるものとする。	条例第三十六条第二項において準用する条例第十五条第二項の規定により港湾管理者が行うべき周知のための措置は、第十六条各号に掲げる事項及び準備書の概略を記載した書類を求めに応じて提供することを周知した後に当該書類を求めに応じて提供すること、第十六条各号に掲げる事項を第十九条第一項に規定する方法により公告することその他準備書の内容を周知するための適切な方法により行うものとし、条例第三十六条第二項において準用する条例第十五条第二項の規則で定める事項は、第十六条各号に掲げる事項とする。
第十七条の二	第十条の二の規定は、条例第十五条第二項において準用する条例第七条第三項の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第三号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。	条例第三十六条第二項において準用する条例第十五条第二項の規定により港湾管理者が行うべき公表は、港湾管理者のウェブサイトに掲載すること、県のウェブサイトに掲載すること又は関係地域が属する市町のウェブサイトに掲載すること（当該市町の協力が得られた場合に限る。）のうち適切な方法により行うものとする。
第十八条	第十条の三の規定は、条例第十六条第一項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第十条の三中「方法書説明会」とあるのは	条例第三十六条第二項において準用する条例第十六条第一項の規定による準備書説明会は、できる限り準備書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に二以上の市町の区

	「準備書説明会」と、「条例第六條第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。	域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、準備書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。
第十九條第一項	第九條第二項の規定は、条例第十六條第二項において準用する条例第七條の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第九條第二項第二号中「条例第六條第一項に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。	条例第三十六條第二項において準用する条例第十六條第二項の規定による公告は、官報に掲載すること、関係地域が属する市町の公報又は広報紙に掲載すること（当該市町の協力が得られた場合に限る。）、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載することその他適切な方法により行うものとする。
第十九條第二項	第十條の四第二項の規定は、条例第十六條第二項において準用する条例第七條の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十條の四第二項中「条例第六條第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。	条例第三十六條第二項において準用する条例第十六條第二項の規定による公告は、港湾管理者の名称及び住所、対象港湾計画の名称、対象港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域の面積、関係地域の範囲及びその範囲が属する市町並びに準備書説明会の開催を予定する日時及び場所について行うものとする。
第二十條	第十條の五の規定は、条例第十六條第二項において準用する条例第七條の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第十條の五中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。	条例第三十六條第二項において準用する条例第十六條第二項の規定による港湾管理者の責めに帰することができない事由は、天災、交通の途絶その他の不測の事態により準備書説明会の開催が不可能であること又は港湾管理者以外の者により準備書説明会の開催が故意に阻害されることによって準備書説明会を円滑に開催できないことが明らかであることとする。
第二十二條	第十一條の規定は、条例第十七條第一項の意見書について準用する。この場合において、第十一條第一項第二号及び第三号中「方法書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。	条例第三十六條第二項において準用する条例第十七條第一項の意見書には、意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、意見書の提出

	備書」と読み替えるものとする。	の対象である準備書に記載された対象港湾計画の名称並びに準備書についての環境の保全の見地からの意見（その理由を含む。）を記載するものとする。
第二十三条第一項	条例第十九条第一項	条例第三十六条第二項において準用する条例第十九条第一項
第二十三条第二項	第十二条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。	知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、港湾管理者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。
第二十四条第一項	条例第二十条第一項	条例第三十六条第二項において準用する条例第二十条第一項
	別記様式第三号	別記様式第十五号
第二十四条第二項	第十三条第二項から第十項まで	第十三条第二項から第十項まで（第五項及び第九項第六号を除く。）
第二十四条第四項	第十三条第五項の規定は、対象事業に係る条例第二十条第一項第四号に掲げる事項の記載について準用する。	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る条例第三十六条第二項において準用する条例第二十条第一項第四号に掲げる事項の記載に当たっては、意見の概要又は意見の項目ごとの港湾管理者の見解を明らかにするものとする。
第二十五条	条例第二十条第二項第一号	条例第三十六条第二項において準用する条例第二十条第二項第一号
第二十五条第一号から第三号まで	対象事業	対象港湾計画に定められる港湾開発等
第二十五条第四号	対象事業の主要な構造	対象港湾計画に定められる主要な港湾施設の構造
第二十六条	第六条	第十四条
	条例第二十二条第一項	条例第三十六条第二項において準用する条例第二十二条第一項
第二十七条	第七条の規定は、条例第二十二条第一項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第七条中「方法書」とあるのは「評価書」と、同条第二号及び第三号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。	第十五条の規定は、条例第三十六条第二項において準用する条例第二十二条第一項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第十五条中「準備書」とあるのは、「評価書」と読み替えるものとする。

	のとする。	
第二十八条	条例第二十二条第一項	条例第三十六条第二項において準用する条例第二十二条第一項
第二十八条第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	港湾管理者の名称及び住所
第二十八条第二号	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称
第二十八条第三号	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域の面積
第二十九条見出し	事業者	港湾管理者
第二十九条	第九条及び第十条の規定は、条例第二十二条第二項において準用する条例第七条第二項の規定により事業者が評価書について周知するための措置を講じる場合について準用する。この場合において、第九条第一項第一号及び第三号中「方法書」とあるのは「評価書」と、同条第二項第二号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、第十条中「第八条各号」とあるのは「第二十八条各号」と読み替えるものとする。	第十七条の規定は、条例第三十六条第二項において準用する条例第二十二条第一項の規定により港湾管理者が評価書について周知するための措置を講じる場合について準用する。この場合において、第十七条中「第十六条各号」とあるのは「第二十八条各号」と、「準備書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。
第二十九条の二	第十条の二の規定は、条例第二十二条第二項において準用する条例第七条第三項の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二中「方法書」とあるのは「評価書」と、同条第三号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。	第十七条の二の規定は、条例第三十六条第二項において準用する条例第二十二条第二項の規定により港湾管理者が評価書及び要約書を公表する場合について準用する。この場合において、第十七条の二中「準備書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。
第二章第四節の節名	対象事業	対象港湾計画

第三十条	条例第二十四条ただし書	条例第三十六条第二項において準用する条例第二十四条ただし書
第三十一条見出し	対象事業の廃止	対象港湾計画の決定等の中止
第三十一条第一項	条例第二十五条第一項	条例第三十六条第二項において準用する条例第二十五条第一項
	別記様式第四号	別記様式第十六号
第三十一条第二項	第六条	第十四条
	条例第二十五条第二項	条例第三十六条第二項において準用する条例第二十五条第二項
第三十一条第三項	条例第二十五条第二項	条例第三十六条第二項において準用する条例第二十五条第二項
第三十一条第三項第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	港湾管理者の名称及び住所
第三十一条第三項第二号	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称
第三十一条第三項第三号	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域の面積
第三十一条第三項第四号	条例第二十五条第一項各号	条例第三十六条第二項において準用する条例第二十五条第一項第一号又は第二号
第三十二条	条例第二十六条第二項ただし書	条例第三十六条第二項において準用する条例第二十六条第二項ただし書
第三十六条第一項	条例第三十条第一項	条例第三十六条第二項において準用する条例第三十条第一項
	別記様式第八号	別記様式第十七号
第三十六条第二項第二号	環境影響	港湾環境影響
第三十七条	条例第三十一条第二項	条例第三十六条第二項において準用する条例第三十一条第二項
	別記様式第九号	別記様式第十八号

第六章 広島県環境影響評価技術審査会

（会議）

第四十六条 広島県環境影響評価技術審査会（以下「技術審査会」という。）の会議（以下「総会」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 総会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (部会)

第四十七条 技術審査会は、その所掌事務について事案に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(総会と部会との関係)

第四十八条 前条第一項の規定により部会の所掌に属せられた事項については、総会の決議により、その部会の決議をもってこの技術審査会の決議とすることができる。

(委任規定)

第四十九条 この章に定めるもののほか、技術審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第七章 環境影響評価法との関係

(法の対象事業等に係る条例施行規則の読替え)

第五十条 第三十五条から第三十七条まで及び次条の規定は、条例第四十三条第一項において法対象事業について条例第十条第三項、第十九条第三項、第二十九条から第三十二条まで及び第四十四条(第一項第二号、第三号及び第七号を除く。)の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十五条第一項	条例第二十九条第一項	条例第四十三条第一項において準用する条例第二十九条第一項
	別記様式第七号	別記様式第十九号
第三十五条第二項	第六条の規定は、条例第二十九条第二項の規定による公告について準用する。	条例第四十三条第一項において準用する条例第二十九条第二項の規定による公告は、広島県報に登載して行うものとする。
第三十五条第三項	条例第二十九条第二項	条例第四十三条第一項において準用する条例第二十九条第二項
第三十五条第三項第一号	事業者	法の事業者
第三十五条第三項第二号	対象事業	法対象事業
第三十五条第三項第三号	対象事業実施区域	環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第五条第一項第三号の対象事業実施区域(以下「法対象事業実施区域」という。)

第三十五条第三項第四号	条例第二十九条第一項各号	条例第四十三条第一項において準用する条例第二十九条第一項各号
第三十六条第一項	条例第三十条第一項の事後調査報告書は、四月一日から翌年三月三十一日までに実施した事後調査に関し、別記様式第八号により作成し、当該翌年六月三十日までに提出するものとする。	条例第四十三条第一項において準用する条例第三十条第一項の事後調査報告書は、四月一日から翌年三月三十一日までに実施した事後調査に関し、別記様式第二十号により作成し、当該翌年六月三十日までに提出するものとする（関係地域の全部が広島市の区域に限られる法対象事業については、知事が法第二十条第五項の規定により意見を述べた場合に限る。）。
第三十六条第二項第二号	環境影響	法第二条第一項の環境影響
第三十六条第二項第五号	対象事業	法対象事業
第三十七条	条例第三十一条第二項	条例第四十三条第一項において準用する条例第三十一条第二項
	別記様式第九号	別記様式第二十一号
第五十一条第一項	条例第四十四条第二項	条例第四十三条第一項において準用する条例第四十四条第二項
第五十一条第二項	条例第四十四条第二項	条例第四十三条第一項において準用する条例第四十四条第二項
第五十一条第二項第一号	事業者	法の事業者
第五十一条第二項第二号	対象事業	法対象事業
第五十一条第二項第三号	対象事業実施区域	法対象事業実施区域

2 第三十六条（第二項第五号を除く。）、第三十七条及び次条の規定は、条例第四十三条第二項において法対象港湾計画について条例第十九条第三項、第三十条から第三十二条まで及び第四十四条（第一項第二号、第三号及び第七号を除く。）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十六条第一項	条例第三十条第一項の事後調査報告書は、四月一日から翌年	条例第四十三条第二項において準用する条例第三十条第一項の事後調査報告書は、四月一
----------	-----------------------------	--

	三月三十一日までに実施した事後調査に関し、別記様式第八号により作成し、当該翌年六月三十日までに提出するものとする。	日から翌年三月三十一日までに実施した事後調査に関し、別記様式第二十二号により作成し、当該翌年六月三十日までに提出するものとする（関係地域の全部が広島市の区域に限られる法対象港湾計画については、知事が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第四十八条第二項において準用する法第二十条第五項の規定により意見を述べた場合に限る。）。
第三十六条第二項第二号	環境影響	法第四十七条の港湾環境影響
第三十七条	条例第三十一条第二項	条例第四十三条第二項において準用する条例第三十一条第二項
	別記様式第九号	別記様式第二十三号
第五十一条第一項	条例第四十四条第二項	条例第四十三条第二項において準用する条例第四十四条第二項
第五十一条第二項	条例第四十四条第二項	条例第四十三条第二項において準用する条例第四十四条第二項
第五十一条第二項第一号	事業者の住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	法の港湾管理者の名称及び住所
第五十一条第二項第二号	対象事業の名称、種類及び規模	法対象港湾計画の名称
第五十一条第二項第三号	対象事業実施区域	法対象港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積

第八章 雑則

（公表）

第五十一条 条例第四十四条第二項の規定による公表は、広島県報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第四十四条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(市町との協議結果の措置)

第五十二条 知事は、条例第四十七条の規定により市町の長と協議したときは、遅滞なく当該協議により定めた事項を告示するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十一年六月十二日から施行する。

(軽微な変更)

2 第三十条の規定は、条例附則第三項の規則で定める軽微な変更について準用する。

(環境影響の程度を低減する条件)

3 条例附則第四項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の環境保全施設を整備するものに限る。）であることとする。

(経過措置)

4 条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、当該対象事業に係る事業者が地方公共団体が行う行政指導に基づき環境影響評価に関する書類を作成している場合において、当該書類が広島県環境影響評価の実施に関する指導要綱（昭和五十七年広島県告示第千三百五十三号）第三条第四項の規定に基づき知事に送付される環境影響評価書の案と同等以上の効果が期待できると知事が認めたときは、条例の規定にかかわらず、条例の施行の日以後も、引き続き当該行政指導に基づく手続を行うことができる。

附 則（平成一二年四月一日規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年四月一日規則第三四号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月七日規則第六六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年八月一日規則第七五号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の広島県税規則、広島県税事務取扱規則、証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則、広島県人口移動統計調査規則、広島県市町村振興基金条例施行規則、消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則、広島県青少年健全育成条例施行規則、私立学校法等施行細則、広島県立自然公園条例施行規則、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則、広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則、広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則、広島県環境影響評価に関する条例施行規則、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則、災害救助法施行細則、民生委員法施行細則、食品衛生法施行細則、行旅病人、行旅死亡人等の救護及び取扱の費用弁償に関する規則、身体障害者福祉法施行細則、老人福祉法施行規則、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則、母子保健法施行細則、児童福祉法施行

細則、広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則、生活保護法施行細則、介護保険法施行細則、広島県介護保険財政安定化基金条例施行規則、広島県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則、子牛公正取引条例施行規則、広島県有種畜貸付規則、漁船法施行細則、家畜取引法施行細則、林業種苗法施行細則、広島県沿岸漁業改善資金貸付規則、広島県漁港区域内における行為等に関する規則、広島県林業・木材産業改善資金貸付規則、広島県道路占用規則、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則、地すべり等防止法施行細則、広島県砂防指定地管理条例施行規則、広島県港湾区域内の占用等に関する規則、広島県の海の管理に関する条例施行規則、広島県海岸保全区域内の占用等に関する規則、宅地造成等規制法施行細則、風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則及び広島県建築基準法施行細則に規定する様式で行われている申請その他の手続は、改正後の広島県税規則、広島県税事務取扱規則、証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則、広島県人口移動統計調査規則、広島県市町振興基金条例施行規則、消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則、広島県青少年健全育成条例施行規則、私立学校法等施行細則、広島県立自然公園条例施行規則、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則、広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則、広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則、広島県環境影響評価に関する条例施行規則、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則、災害救助法施行細則、民生委員法施行細則、食品衛生法施行細則、行旅病人、行旅死亡人等の救護及び取扱の費用弁償に関する規則、身体障害者福祉法施行細則、老人福祉法施行細則、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則、母子保健法施行細則、児童福祉法施行細則、広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則、生活保護法施行細則、介護保険法施行細則、広島県介護保険財政安定化基金条例施行規則、広島県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則、子牛公正取引条例施行規則、広島県有種畜貸付規則、漁船法施行細則、家畜取引法施行細則、林業種苗法施行細則、広島県沿岸漁業改善資金貸付規則、広島県漁港区域内における行為等に関する規則、広島県林業・木材産業改善資金貸付規則、広島県道路占用規則、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則、地すべり等防止法施行細則、広島県砂防指定地管理条例施行規則、広島県港湾区域内の占用等に関する規則、広島県の海の管理に関する条例施行規則、広島県海岸保全区域内の占用等に関する規則、宅地造成等規制法施行細則、風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則及び広島県建築基準法施行細則に規定する様式で行われている申請その他の手続とみなす。

附 則（平成一八年四月一日規則第二三号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年二月二八日規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年四月一日規則第二五号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年八月一一日規則第五九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)附則第二条第一項の規定により解散した独立行政法人緑資源機構が平成二十年三月三十一日以前に工事に着手した林道の開設又は改良の事業であって、平成二十年四月一日以後に地方公共団体が引き続いて行う森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第百九十三条に規定する林道の開設又は拡張の事業であって、森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号(二)及び同項第二号(三)に規定する林道に係るものについては、広島県環境影響評価に関する条例(平成十年広島県条例第二十一号)第二章から第六章までの規定は、適用しない。

附 則(平成二〇年一〇月九日規則第六五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年四月一日規則第二八号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に係る経過措置)

- 5 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則(平成二三年四月一日規則第一八号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年七月一一日規則第三五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年三月一五日規則第一三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、当該施行により新たに広島県環境影響評価に関する条例(平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。)に規定する対象事業となる事業であって、この規則の施行の日前に電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十七条第一項若しくは第二項の規定による認可が与えられたもの又は同法第四十八条第一項の規定による届出がなされたもの(この規則の施行の日以後その内容を変更せず、又は広島県環境影響評価に関する条例施行規則第三十二条に規定する軽微な変更のみをして実施されるものに限る。)については、条例第二章から第六章までの規定は、適用しない。

附 則(平成二五年三月一四日規則第一五号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

別表（第三条関係）

事業の種類	事業の要件
一 条例別表一の項に掲げる事業の種類	イ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条に規定する一般国道、県道、市町道その他の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百九十三条の規定により地方公共団体が開設又は拡張する林道であつて、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号（二）及び同項第二号（三）に規定するもの（以下「幹線林道」という。）を除く。以下同じ。）の新設の事業（車線の数が四以上であり、かつ、長さが五キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）
	ロ 道路法第三条に規定する一般国道、県道、市町道その他の道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路の改築の事業であつて、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（車線の数増加に係る部分（改築後の車線の数が増加するものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が増加するものに限る。）の長さの合計が五キロメートル以上であるものに限る。）
	ハ 幹線林道の開設又は拡張の事業（長さが一〇キロメートル以上であるものに限る。）
二 条例別表二の項に掲げる事業の種類	イ 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二条第二号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第一号の常時満水位）における貯水池の区域の面積が五〇ヘクタール以上であるダムの新築の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第八号の電気事業者（以下「電気事業者」という。）又は同項第九号の卸供給を行う事業を営み、若しくは営もうとする者（以下「卸供給事業者」という。）であるもの（当該水力発電所の出力が一五、〇〇〇キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）
	ロ 計画湛水位（堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によつてたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。）における湛水区域の面積（以下「湛水面積」という。）が五〇ヘクタール以上である堰の新築の事業（当該堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者

	を定めたときは、その代表する者) が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるもの(当該水力発電所の出力が一五、〇〇〇キロワット以上である場合に限る。) 及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。) ハ 改築後の湛水面積が五〇ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が二五ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業(当該改築後の堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者) が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるもの(当該水力発電所の出力が一五、〇〇〇キロワット以上である場合に限る。) 及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。) ニ 五〇ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業
三 条例別表三の項に掲げる事業の種類	イ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号) 第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道(以下「鉄道」という。)の建設の事業 ロ 鉄道に係る鉄道施設の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。)又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業(改良に係る部分の長さが五キロメートル以上であるものに限る。) ハ 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道(以下「軌道」という。)の建設の事業 ニ 軌道に係る線路の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。)又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業(改良に係る部分の長さが五キロメートル以上であるものに限る。)
四 条例別表四の項に掲げる事業の種類	イ 空港法(昭和三十一年法律第八十号) 第二条に規定する空港その他の飛行場(陸上飛行場に限る。以下「飛行場」という。)及びその施設の設置の事業 ロ 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業 ハ 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業(延長後の滑走路の長さが一、二五〇メートル以上であり、かつ、滑走路を二五〇メートル以上延長するものに限る。)
五 条例別表五の項に掲げる事業の種類	イ 出力が一五、〇〇〇キロワット以上である水力発電所の設置の工事の事業(当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者(その

	者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。)
	ロ 出力が一五、〇〇〇キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業(当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者(その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。)
	ハ 出力が七五、〇〇〇キロワット以上である火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の設置の工事の事業
	ニ 出力が七五、〇〇〇キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の変更の工事の事業
	ホ 出力が五、〇〇〇キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業
	ヘ 出力が五、〇〇〇キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業
	六 条例別表六の項に掲げる事業の種類
	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定するごみ処理施設のうち、焼却施設(以下「ごみ焼却施設」という。)の設置の事業(一時間当たりの処理能力が八トン以上であるものに限る。)
	ロ ごみ焼却施設の構造及び規模の変更の事業(一時間当たりの処理能力が八トン以上増加するものに限る。)
	ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定するし尿処理施設(以下「し尿処理施設」という。)の設置の事業(一日当たりの処理能力が一五〇キロリットル以上であるものに限る。)
	ニ し尿処理施設の構造及び規模の変更の事業(一日当たりの処理能力が一五〇キロリットル以上増加するものに限る。)
	ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第三号、第五号、第八号、第十二号又は第十三号の二に規定する産業廃棄物の焼却施設(以下「産業廃棄物焼却施設」という。)の設置の事業(一時間当たりの処理能力が八トン以上であるものに限る。)
	ヘ 産業廃棄物焼却施設の構造及び規模の変更の事業(一時間当たりの処理能力が八トン以上増加するものに限る。)
	ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄

	物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業（埋立処分の用に供される場所の面積が一〇ヘクタール以上であるものに限る。）
	チ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業（埋立処分の用に供される場所の面積が一〇ヘクタール以上増加するものに限る。）
七 条例別表七の項に掲げる事業の種類	イ 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業（埋立て又は干拓に係る区域の面積が二五ヘクタール以上であるものに限る。）
	ロ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際拠点港湾又は重要港湾の港湾区域内において行われる事業であって、次のいずれかに該当するもの
	（１） 鳥類等の生息環境として干潟を有し、景観が優れ、又は地形、地質、植生等が貴重である自然海浜であって、埋立て又は干拓に係る区域の面積が一五ヘクタール以上であるもの
	（２） 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、出版・印刷・同関連産業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業、ガス業、水道業、医療業、廃棄物処理業、自動車整備業等のいずれかの工場その他の施設が立地する埋立て又は干拓の事業であって、埋立て又は干拓に係る区域の面積の合計が一五ヘクタール以上であるもの
八 条例別表八の項に掲げる事業の種類	イ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）の新設の事業（計画処理人口が一〇万人以上であるものに限る。）
	ロ 終末処理場の増設の事業（計画処理人口が一〇万人以上増加するものに限る。）
九 条例別表九の項に掲げる事業の種類	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（施行区域の面積が五〇ヘクタール以上であるものに限る。）
十 条例別表十の項に掲げる事業の種類	新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業（施行区域の面積が五〇ヘクタール以上であるものに限る。）
十一 条例別表十一の項に掲げる事業の種類	九の項及び十の項に掲げる事業に該当するものを除き、住宅の用に供するための土地（その土地と併せて整備されるべき道路、緑地その他の公共施設の整備の用に供する土地を含む。）の造成の事業（施行区域の面積が五〇ヘク

	タール以上であるものに限る。)
十二 条例別表十二の項に掲げる事業の種類	工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第四条第一項第三号に規定する工業団地その他の製造業等に係る二以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地の造成の事業であって、次のいずれかに該当するもの (1) 施行区域の面積が五〇ヘクタール以上であるもの (2) 造成後の工業団地に立地が予定されている工場又は事業場において使用する燃料の合計が重油換算(発熱量四一・四四メガジュールに相当する燃料の数量が重油一リットルに相当するものとして、重油の数量に換算することをいう。以下同じ。)で一時間当たり一五キロリットル以上又は排水量(一日当たりの平均的な排水の量をいう。以下同じ。)の合計が一萬立方メートル以上であるもの
十三 条例別表十三の項に掲げる事業の種類	イ 製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場(以下「工場等」という。)の新設の事業(十二の項に掲げる事業に該当するものを除く。)であって、次のいずれかに該当するもの (1) 施行区域の面積が五〇ヘクタール以上であるもの (2) 工場等において使用する燃料の合計が重油換算で一時間当たり一五キロリットル以上又は排水量の合計が一萬立方メートル以上であるもの ロ 工場等の増設の事業(十二の項に掲げる事業に該当するものを除く。)であって、次のいずれかに該当するもの (1) 施行区域の面積が五〇ヘクタール以上増加するもの (2) 工場等において使用する燃料の合計が重油換算で一時間当たり一五キロリットル以上増加し、又は排水量の合計が一萬立方メートル以上増加するもの
十四 条例別表十四の項に掲げる事業の種類	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業又はこれに相当する事業(施行区域の面積が五〇ヘクタール以上であるものに限る。)
十五 条例別表十五の項に掲げる事業の種類	九の項から十四の項までに掲げる事業のうち、複数以上のものを併せて実施する開発用地の造成であって、当該開発用地の造成の事業(施行区域の面積が五〇ヘクタール以上であるものに限る。)
十六 条例別表十六の項に掲げる事業の種類	イ 都市計画法第四条第十一項に規定する第二種特定工作物その他のレクリエーションの用に供される施設(ゴルフコース及びスキー場を除く。)の新設の事業(施行区域の面積が五〇ヘクタール以上であるものに限る。) ロ ゴルフコース又はスキー場の新設の事業(土地の形質を変更する区域の

	面積が二〇ヘクタール以上であるものに限る。)
	ハ ゴルフコース又はスキー場の増設の事業(土地の形質を変更する区域の面積が二〇ヘクタール以上増加するものに限る。)
十七 条例別表十七の項に掲げる事業の種類	採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第二条に規定する岩石の採取の事業(同法第三十三条に規定する岩石採取場の区域の面積が二〇ヘクタール以上であるもの又は同区域の面積が二〇ヘクタール以上増加するものに限る。)

